



## □ 今月号の目次と要旨

1. 東京都・特管産廃管理責任者の届出に関する要綱を改正: 今後は、変更時廃止時についても届出が必要。また、管理者の区分として感染性、廃石綿、廃水銀及び廃油・廃酸等に分類。
2. 水銀の大気排出の抑制についてパブリックコメントを実施中: 規制対象施設は、現行法のばい煙発生施設と同様で、産業用石炭ボイラー、廃棄物焼却炉、セメント製造施設等。廃棄物焼却炉の種類や新規・既存ごとに排ガス処理技術が記述されており、今後、新規な設備投資が必要か。
3. 特定有害廃棄物の輸出入量: パーゼル条約に基づく特定有害廃棄物の輸出入量が公表された。主な輸出は、鉛蓄電池が韓国、石炭灰が香港であった。一方、輸入は、金属回収を目的とした東南アジアからの電子部品スクラップ等であった。
4. 廃棄物管理の初心者を迎えて: 大型連休が明けた時期、4月に異動した廃棄物管理の初心者も次第に仕事に慣れて来る。ところが、この時期、契約書やマニフェストでミスがよく発生する。上司や先輩方には、初心者の指導を再度徹底して頂きたい。

## 1. 【解説】東京都・特管産廃管理責任者の届出に関する要綱を改正（4/1 より実施）

小西 道子

廃棄物管理者に関連して、東京都では、**要綱**（東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱）に基づき、**特別管理産業廃棄物**（以下、特管産廃という）を生ずる事業場に関して**報告書の提出を義務づけてきた**。

ご存知のとおり、廃棄物処理法は、特管産廃を生ずる事業所を設置している事業者は、事業場ごとに特管産廃管理責任者を設置する規定を定めている。また、東京都は、この設置規定に加え要綱で報告書の提出を求めてきた。2016年4月1日から、今までは一度報告書を提出すれば済んでいたものが、**改正後、変更時及び廃止時の届出についても規定された**。今後、**担当者等変更があった場合にも、変更の届出が必要**になるので、担当者変更が生じる可能性が高いこの時期、特に注意が必要である。

また、改正により、特管産廃管理責任者を、事務処理の都合上、感染性、廃石綿、廃水銀及び廃油・廃酸等に区分した。

さらに、注目すべき改正点として、『試験、研究、建設工事等において特管産廃が排出される場合であって、当該試験、研究及び建設工事等が30日以内に終了する場合には、届出を要しないこととする（廃石綿産業廃棄物管理責任者を除く。）。』を明記したことである。東京都に電話ヒアリングしたところ、これまでこういった届出免除は運用上、その都度行ってきたが、今回、規定として明確化したとのこと。

この事例として、次のようなケースを考えて見よう。都内にある本社や営業所に設置された医務室等で生じる感染性の特管産廃の取扱いをどう考えれ

ば良いのだろうか。ここで発生する感染性廃棄物は、通常、年に数回、少量排出であるというケースが多いと思われるが、「30日以内に終了する場合」に該当するとは考えにくい。つまり、医療機関として届けられた診療所における当該届出は必要になる。詳しくは東京都への確認が重要となる。

今回は、特管産廃管理責任者設置の届出の変更について、東京都の事例を挙げて説明したが、こうした条例や要綱等で**特管産廃管理者の届出義務を科す自治体は、現在、35自治体**ある。それぞれに独自の横出し規制を設ける自治体もあるので、詳細を確認して対応することが重要だ。

## 2. 水銀の大気排出抑制について

### パブリックコメント実施中（5/27 まで）

水銀に関する水俣条約の批准のため、改正大気汚染防止法が成立（平成27年6月19日交付）した。具体的に水銀の大気排出に係る規制対象施設や排出基準等について、専門委員会にて報告書としてとりまとめられ、当該内容について意見募集（パブリックコメント）されている。規制対象施設に該当する場合は、排出基準の遵守、水銀濃度の測定等の義務付けがなされるので、注意が必要だ。

**規制対象施設は、現行法のばい煙発生施設と同様で、石炭火力発電所、産業用石炭ボイラー、非鉄金属精錬施設、廃棄物焼却炉、セメント製造施設。**排出基準値は、施設の規模やその用途等や新設と既存施設によって異なる基準値が設定されている。**廃棄物焼却炉の種類や新規・既存ごとに、想定する排ガス処理技術（例：バグフィルター、スクラパー、活性炭処理）が記述されており、こうした技術を満たすためには、今後、新規な設備投資が必要**になると考えられる。

また、水銀排出施設以外で水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、その排出を抑制することが適当である施設を要排出抑制施設と位置付けており、自主的取組を求めて行くこと等を規定している。現在、当該要排出抑制施設としては、「製鉄または製鋼の用に供する施設で焼結炉(ペレット焼成炉含む)と電気炉」のみとなっているが、今後の動向に注意が必要と考える。

(HP参照)

<http://www.env.go.jp/press/102465.html>

### 3. 特定有害廃棄物の輸出入量を公表

#### 2015年のバーゼル法の施行状況

4月22日、環境省及び経済産業省から2015年1月-12月における「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(バーゼル法)の施行状況について取りまとめたデータが公表された。

バーゼル法では、特定有害廃棄物等を輸出入しようとする者は、「外国為替及び外国貿易法」(外為法)の規定による輸出入の承認及び環境汚染を防止するための措置の確認が必要になっている。また、両省は、これらバーゼル法の施行状況について、毎年取りまとめて公表することとなっている。

特定有害廃棄物等の輸出量は173,000t/年、その主な品目は、鉛スクラップ(鉛蓄電池)と石炭灰で、金属回収など再生利用を目的とするものになっていた。また、その主な輸出先は、鉛スクラップが韓国、石炭灰が香港であった。

一方、特定有害廃棄物等の輸入量は38,500t/年、その主な品目は、電子部品スクラップ、電気炉ダスト、金属含有スラッジ、電池スクラップ(ニッケルカドミウム、ニッケル水素、リチウムイオン等)で、金属回収など再生利用を目的とするものであった。また、主な輸入先は、台湾、香港、タイ、シンガポール、フィリピンとなっていた。

(HP参照)

<http://www.env.go.jp/press/102357.html>

### 4. 廃棄物管理の初心者を迎えて

#### ～管理体制の維持に油断は禁物～

木川 仁

新年度がスタートして1ヶ月が過ぎ大型連休も明けて、本格的に日常の仕事に集中できる季節に

なってきた。こうした中、廃棄物管理を担当するセクションでも初心者を迎えた職場も多く存在すると想像できるが、この時期、新規に任命された担当者の「違和感」も容易に類推できる。筆者もそうであったが、廃棄物処理やリサイクル関連分野は、かなり法規制が強化された領域と考えられているにも係わらず、「何と曖昧な判断が多いのだろう」とよく悩む。例えば、「廃棄物と有価物の違い」、「産業廃棄物と一般廃棄物の区別」、「専ら物の取扱い方」等に関しては、新任担当者には難しい問題だ。さらに、産業廃棄物処理を行う場合、「排出事業者責任の履行」という法的な責任問題も付いて来て、廃棄処理法に違反すると会社も担当者も罰せられると聞くに及んで、頭の中が混乱してしまう。

廃棄物管理体制は、一朝一夕には構築できないことは、経験者はよく理解している。そこで、初心者に対しては、まず「廃棄物とは何か」を考え、この廃棄物を「法的に、経済的に、いかにして適正処理を行うか」等を担当者として十分に熟慮せよ、とアドバイスする。そこには、コンプライアンスの確保は無論であるが、生活環境の保全について確保する知識も必要だ、とのコメントも忘れてはならない。

一方、現実の初心者の行動を見ていると5月中頃、大方の初心者は委託契約の必要性を理解し、マニフェストの書き方にも慣れてきた頃になる。この時期から、初心者は慣れてきた業務の進め方に安心してしまい、上司や先輩への確認や詳細な調査等を怠って、**契約書や管理票の委託基準に関して廃棄物処理法違反を気付かぬうちに犯してしまうケースを散見する**。こうした事故を未然に防止するためにも、初心者の上司や先輩は、この時期からしばらくの間、より細心な注意を払って初心者教育を再度徹底して頂きたい。

初心者の邁進は、自分自身と前任者が築いてきた強固な管理体制をあっという間に瓦解させる危険性をはらんでいる。廃棄物管理体制の維持における油断は禁物である。

(以上)

㈱日本廃棄物管理機構

〒220-8131

横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー31階

Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586

E-mail: [info@jaaao.co.jp](mailto:info@jaaao.co.jp)